

# 令和7年度第1回高砂市運賃協議会

令和8年2月9日(月)

高砂市役所本庁舎3階301会議室

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. あいさつ

### 3. 協議事項

協議 じょうとんバスミニ阿弥陀ルートの運賃を定めることについて

### 4. 閉会

#### 配付資料

- ・ 議事次第
  - ・ 高砂市運賃協議会設置要綱
  - ・ 高砂市運賃協議会委員名簿
  - ・ 協議資料
- 協議が調っていることの証明書(案)

## 高砂市運賃協議会設置要綱

### (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、運賃等の協議を行うため、高砂市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務について協議又は調整を行うものとする。

(1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等に関する事項

### (組織)

第3条 協議会を組織する委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 市職員
- (2) 当該路線等を定めようとする一般乗合旅客運送事業者の代表者
- (3) 神戸運輸監理部長又はその指名するもの
- (4) 市長が住民の意見を代表する者として指名するもの

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、市職員をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

### (会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

### (会議の公開)

第7条 協議会は、原則公開するものとする。ただし、会長が認めるとき、又は協議会が公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市創造部都市住宅室都市政策課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和6年2月14日から施行する。

## 高砂市運賃協議会 構成委員

	委員名	団体名	役職等	備考	
運賃協議会	1	井上 陽介	高砂市	都市創造部長	会長
	2		運賃を定めようとする一般乗合 旅客自動車運送事業者		
	3	木原 健太	神戸運輸監理部 兵庫陸運部	首席運輸企画専門官	
	4	松本 克英	高砂市連合自治会	会長	
	5	富川 真知子	市民代表		

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項  
及び第3項に掲げる協議が調っていることの証明書

高砂市運賃協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運賃協議会の名称及び対象市町村

名 称 : 高砂市運賃協議会  
対象市町村 : 高砂市

2. 運賃協議会において合意に至った年月日

合意年月日 : 令和8年2月9日

3. 協議が調っている路線

高砂市コミュニティバス

4. 協議が調っている内容

【運賃の設定】

高砂市コミュニティバス「じょうとんバス」系統

・じょうとんバスミニ阿弥陀ルート（JR曾根駅～鹿嶋神社～JR宝殿駅線）

片道運賃について、一律料金で

大人	200 円
小児	100 円

とする。詳細は「7. その他」に記載の表のとおり定める。

なお、「大人」は中学生以上、「小児」は小学生とし、小学生未満は無料とする。

5. 運行主体

伊保タクシー有限会社

6. 実施予定日

令和8年4月1日

7. その他

「じょうとんバス（じょうとんバスミニ含む）」について、今後路線の変更等を行う際には、運賃の見直しや運行事業者の変更を行わない限り、今回協議する運賃と同じ運賃を適用する。

裏面に続く

表 運賃の種類及び額

運賃の種類		額	
普通旅客運賃	片道	大人	1乗車につき 200 円
		小児	大人運賃の半額
定期旅客運賃 (※)	普通	大人	1ヶ月 6,300 円、3ヶ月 17,960 円 6ヶ月 34,020 円 [算出根拠] (1ヶ月) 300 円×30 日×0.7 (3ヶ月) 1ヶ月定期旅客運賃×3× 0.95 (6ヶ月)1ヶ月定期旅客運賃×6×0.9
		小児	(大人定期旅客運賃の半額) 1ヶ月 3,150 円、3ヶ月 8,980 円 6ヶ月 17,010 円
		大人障害者等	(大人定期旅客運賃の半額) 1ヶ月 3,150 円、3ヶ月 8,980 円 6ヶ月 17,010 円
旅客運賃の 割引	一般 割引	障害者等割引	大人：片道普通旅客運賃の半額 (小児の旅客は 50 円)
		運転免許返納者割引	大人：片道普通旅客運賃の半額
		75 歳以上	片道普通旅客運賃の半額
		1 日乗車券	300 円 (小児・障害者(大人)・免許返納 者・75 歳以上の旅客は 150 円、障害 者(小児)の旅客は 80 円)

※じょうとんバスで使用できる神姫バス株式会社が発行する定期券を提示することで、じょうとんバスミニ阿弥陀ルートで使用可能

令和 8 年 2 月 9 日

高砂市運賃協議会 会長

高砂市都市創造部長 井上 陽介